

## 資 料 目 次

### 第 1 回 福井県最低賃金専門部会 (R6.7.30)

項番	資 料 名	頁
1	福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会委員名簿	1
2	福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会運営規程	2
3	福井県最低賃金に係る審議事項	4
4	福井地方最低賃金審議会（専門部会）審議日程表	5

# 福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会委員名簿

(令和6年7月22日現在)

	氏 名	現 職
公益 代表	井 花 正 伸	弁護士
	岡 崎 英 一	福井大学 国際地域学部長
	坪 川 貞 子	社会保険労務士 行政書士
労働 者代 表	杉 田 公 太 郎	UAゼンセン福井県支部 次長
	玉 川 忠 春	(連合) 福井県連合会 副事務局長 連合福井丹南地域協議会 事務局長
	山 田 佐 智 生	(連合) 福井県連合会 副会長 (電機連合) 福井地方協議会 事務局長
使用 者代 表	酒 井 尚 之	(株) 福井ファミリー 代表取締役社長
	豊 嶋 雅 子	フクビ化学工業 (株) シニアアドバイザー
	山 埜 浩 嗣	福井県経営者協会 専務理事

(五十音順)

**福井地方最低賃金審議会  
福井県最低賃金専門部会運営規程**

(規程の目的)

**第1条** この規程は、福井地方最低賃金審議会福井県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

**第2条** 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、福井労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は会議を開催しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

(委員の欠席)

**第3条** 委員は、病気その他の理由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の理由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知するものとする。

(会議における発言)

**第4条** 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

**第5条** 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定

の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

**第6条** 会議の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

**第7条** 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を福井地方最低賃金審議会会長に提出するものとする。

(専門部会の廃止)

**第8条** 専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(規程の改廃)

**第9条** この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

**附 則**

この規程は令和3年7月28日から施行する。

## 福井県最低賃金に係る審議事項（下線部）

- 1 適用する地域  
福井県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 最低賃金額  
1時間 円
- 5 この最低賃金において算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和6年 月 日

福井地方最低賃金審議会（専門部会） 審議日程表

回数	日時	審議内容	場所・会場
第2回	7月31日（水） 13時30分～	1 最低賃金額についての審議	福井春山合同庁舎 14階
第3回	8月1日（木） 10時00分～	1 最低賃金額についての審議	福井労働局会議室
第4回	8月2日（金） 10時00分～	1 最低賃金額についての審議 2 結審 3 専門部会報告（案）について	福井春山合同庁舎 1階
（予備日）	8月5日（月） 13時30分～		第1共用会議室
	8月9日（金） 13時30分～		

※ 予備日は、第4回専門部会の審議状況により開催を判断。